

(表面)

(組合員用)

本人(組合員)	令和	年	月	日交付		
〇〇共済組合						
船員組合員証						
記号	番号			(枝番)		
氏名						
性別						
生	年	月	日	年	月	日
資格取得年月日				年	月	日
発行機関所在地						
保険者番号						
名	称					
						印

(裏面)

住所	<input type="text"/>
備考	<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。</p> <p>記入する場合は、1. 2. 3. のいずれかの番号を○で囲んで下さい。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけて下さい。》</p> <p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】</p> <p>[特記欄：]</p> <p>署名年月日： 年 月 日</p> <p>本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____</p>

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 4. 船員組合員に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 船員組合員証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
 - (2) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、船員組合員証を提出すること。
 - (3) 船員組合員の資格を喪失したときは、遅滞なく船員組合員証を組合に返納すること。
 - (4) 不正に船員組合員証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (5) 船員組合員証の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
 - (6) 臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
 - (イ) 特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
 - (ロ) 家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。